

「琉球料理が味わえる店」認証要領

第1 目的

「沖縄の伝統的な食文化」の基盤である「琉球料理」が味わえる県内飲食店等を「琉球料理が味わえる店」として認証することにより、県民や観光客等へ「琉球料理」の普及・提供を推進するとともに、沖縄独自の価値・効用を持つ食文化として質を向上させることでブランド化を図る。

第2 琉球料理の定義

本要領における「琉球料理」とは、沖縄で発展・継承されてきた伝統的な料理で、琉球王朝時代に中国の冊封使や薩摩の在藩奉行等を饗應するための料理として調理技術や作法等を洗練させて確立した宮廷料理と亜熱帯・島嶼の自然環境のもとで育まれてきた庶民の料理の双方が混ざり合って発展し、現在に受け継がれたものをいう。

本要領における「琉球料理」の品目については、琉球料理メニュー表（別表1）にて定める。

第3 認証の対象店

「琉球料理が味わえる店」の認証の対象店は、県内で5年以上営業し、かつ琉球料理を県民や観光客等へ年間を通して積極的に提供している飲食店等とする。

第4 認証申請の要件

認証申請においては、第3の認証の対象店に該当し、次の全ての要件を満たしていることを必要とする。

- 1 琉球料理メニュー表（別表1）に掲げる品を5品以上提供していること。
- 2 琉球料理メニュー表（別表1）に掲げる品のそれぞれに県産の食材を使用（5割以上）していること。
- 3 琉球料理メニュー表（別表1）に掲げる品は「沖縄の伝統的な食文化」の9つの要素（別表2）のいずれか一つ以上に基づき提供していること。
- 4 「琉球料理」を含む「沖縄の伝統的な食文化」について積極的に情報提供等を行っていること。

第5 認証の方法

1 認証申請

(1) 認証を希望する者（以下「申請者」という。）は、「琉球料理が味わえる店」認証申請書（様式1）に必要事項を記入し、沖縄県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

(2) 申請者は飲食店等の経営者とする。

(3) 申請は飲食店等ごとに行うものとする。

2 申請期間

申請は年1回とし、期間は別に定める。

3 認証

(1) 知事は、第5の1の（1）に基づく認証申請があったときは、別に定める「『琉球料理が味わえる店』認証審査会」において、第3及び第4で定める事項等に基づき審査し、適合した飲食店等を「琉球料理が味わえる店」として認証するものとする。

(2) 知事は、必要があると認めるときは、提出された申請書の内容について、現地調査を行うものとする。

4 現況届

- (1) 認証を受けた飲食店等（以下「認証飲食店等」という。）は、毎年、「琉球料理が味わえる店」現況届（様式2）を提出するものとする。
- (2) 「琉球料理が味わえる店」現況届（様式2）の提出は、別で定める期日までとする。

第6 認証状の交付

- 1 知事は、第5の3により認証飲食店等に対し、認証状を交付するものとする。
- 2 認証に該当しない者に対しては、別途その旨を通知するものとする。

第7 認証飲食店等の普及・啓発

- 1 知事は、認証飲食店等を県のホームページ等で紹介し、普及・啓発に努めるものとする。
- 2 知事は、文化的イベント及び食文化関連イベントにおいて、認証飲食店等の積極的な活用に努めるものとする。
- 3 認証飲食店等は、認証制度の目的を踏まえ「琉球料理の日（毎月第3木曜日）」におけるイベント・フェアの開催など、各店舗の特色を活かした啓発活動に努める。

第8 申請内容の変更

認証飲食店等は、認証申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「琉球料理が味わえる店」認証内容変更届出書（様式3）を作成し、提出するものとする。

第9 認証の辞退

認証飲食店等は第4の認証申請の要件に適合しなくなった場合、認証の継続を希望しない場合、又は廃業する場合等においては、「琉球料理が味わえる店」認証辞退届出書（様式4）を知事に提出するものとする。

第10 認証の取消

第9に基づき認証飲食店等から「琉球料理が味わえる店」認証辞退届出書（様式4）が提出された場合、「琉球料理が味わえる店」現況届（様式2）の提出のない場合、「琉球料理が味わえる店」認証申請書（様式1）の記載内容に虚偽が確認された場合、又は認証申請の要件に適合しないことが認められた場合、知事は、認証取消通知書を交付し当該認証飲食店等の認証を取り消すものとする。

第11 現地確認

知事は、認証飲食店等について必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

第12 事務局

「琉球料理が味わえる店」の認証に関する事務は、沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課が行う。

第13 その他

この要領に定めるものの他、「琉球料理が味わえる店」の認証に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月31日より施行する。